

調剤報酬新旧点数表

2020年2月7日版

改定前		改定後	
調剤技術料			
調剤基本料			
調剤基本料1 [医療資源の少ない地域含む]	42点	調剤基本料1 [医療資源の少ない地域含む]	42点
調剤基本料2	26点	調剤基本料2	26点
受付回数と集中度が以下のいずれかに該当 ①月4,000回超、集中度70%超 ②月2,000回超、集中度85%超 ③特定の医療機関の処方箋が月4,000回超 ・同一建物内の複数医療機関はすべて合算 ・同一グループの他店舗で主たる医療機関が同一の場合は合算		受付回数と集中度が以下のいずれかに該当 ①月4,000回超、集中度70%超 ②月2,000回超、集中度85%超 ③月1,800回超、集中度95%超 ④特定の医療機関の処方箋が月4,000回超 ・同一建物内の複数医療機関はすべて合算 ・同一グループの他店舗で主たる医療機関が同一の場合は合算	
調剤基本料3ーイ	21点	調剤基本料3ーイ	21点
同一グループの受付回数の合計が月4万回超で以下のいずれかに該当 ・集中度85%超 ・特定の医療機関と不動産の賃貸借取引		同一グループの受付回数の合計が月3万5千回超40万回以下のうち、いずれかに該当 ①同一グループの受付回数の合計が月3万5千回超～4万回以下、集中度95%超 ②同一グループの受付回数の合計が月4万回超～40万回以下、集中度85%超 ③特定の医療機関と不動産の賃貸借取引	
調剤基本料3ーロ	16点	調剤基本料3ーロ	16点
同一グループの受付回数の合計が月40万回超で以下のいずれかに該当 ・集中度85%超 ・特定の医療機関と不動産の賃貸借取引		同一グループの受付回数の合計が月40万回超で以下のいずれかに該当 ・集中度85%超 ・特定の医療機関と不動産の賃貸借取引	
特別調剤基本料	11点	特別調剤基本料	9点
①病院と特別な関係、集中度95%超 ②届出を行っていない		①医療機関と特別な関係、集中度70%超 ②届出を行っていない	
分割調剤 [長期保存の困難性等、後発医薬品の試用]	5点	分割調剤 [長期保存の困難性等、後発医薬品の試用]	5点
1分割調剤につき [1処方箋の2回目以降]		1分割調剤につき [1処方箋の2回目以降]	
調剤基本料の減算規定	50/100	調剤基本料の減算規定	50/100
以下のいずれかに該当する場合 ①妥結率が5割以下 ②妥結率・単品単価契約・一律契約に係る状況を報告していない ③受付回数600回超でかかりつけ業務を1年間実施していない		以下のいずれかに該当する場合 ①妥結率が5割以下 ②妥結率・単品単価契約・一律契約に係る状況を報告していない ③受付回数600回超でかかりつけ業務を1年間実施していない	
		調剤基本料の減算規定 異なる医療機関の処方箋を同時にまとめて複数枚受け付けた場合の2回目以上の受付分	80/100
調剤基本料加算			
地域支援体制加算	35点	地域支援体制加算	38点
後発医薬品調剤体制加算1 [後発医薬品調剤率75%以上]	18点	後発医薬品調剤体制加算1 [後発医薬品調剤率75%以上]	15点
後発医薬品調剤体制加算2 [後発医薬品調剤率80%以上]	22点	後発医薬品調剤体制加算2 [後発医薬品調剤率80%以上]	22点
後発医薬品調剤体制加算3 [後発医薬品調剤率85%以上]	26点	後発医薬品調剤体制加算3 [後発医薬品調剤率85%以上]	28点
後発医薬品減算 [後発医薬品調剤率20%以下]	-2点	後発医薬品減算 [後発医薬品調剤率40%以下]	-2点

調剤報酬新旧点数表

2020年2月7日版

改 定 前		改 定 後	
調剤技術料			
調剤料			
内服薬 [1剤につき/3剤分まで算定]		内服薬 [1剤につき/3剤分まで算定]	
14日分以下の場合		7日分以下の場合	28点
1～7日目の部分 [1日分につき]	5点	8～14日分の場合	55点
8～14日目の部分 [1日分につき]	4点	15～21日分の場合	64点
15～21日分の場合	67点	22～30日分の場合	77点
22～30日分の場合	78点	31日分以上の場合	86点
31日分以上の場合	86点		
屯服薬	21点	屯服薬	21点
浸煎薬 [1調剤につき/3調剤分まで算定]	190点	浸煎薬 [1調剤につき/3調剤分まで算定]	190点
湯薬 [1調剤につき/3調剤分まで算定]		湯薬 [1調剤につき/3調剤分まで算定]	
7日分以下の場合	190点	7日分以下の場合	190点
8～28日分の場合		8～28日分の場合	
1～7日目の部分	190点	1～7日目の部分	190点
8～28日目の部分 [1日分につき]	10点	8～28日目の部分 [1日分につき]	10点
29日分以上の場合	400点	29日分以上の場合	400点
注射薬	26点	注射薬	26点
外用薬 [1調剤につき/3調剤分まで算定]	10点	外用薬 [1調剤につき/3調剤分まで算定]	10点
内服用液剤 [1調剤につき]	10点	内服用液剤 [1調剤につき]	10点
調剤料加算			
嚥下困難者用製剤加算 [内服薬のみ]	80点	嚥下困難者用製剤加算 [内服薬のみ]	80点
一包化加算 [内服薬のみ]		一包化加算 [内服薬のみ]	
42日分以下の場合 [7日分につき]	34点	42日分以下の場合 [7日分につき]	34点
43日分以上の場合	240点	43日分以上の場合	240点
無菌製剤処理加算 [1日につき/注射薬のみ]		無菌製剤処理加算 [1日につき/注射薬のみ]	
中心静脈栄養法用輸液	69点	中心静脈栄養法用輸液	69点
抗悪性腫瘍剤	79点	抗悪性腫瘍剤	79点
麻薬	69点	麻薬	69点
無菌製剤処理加算(乳幼児) [1日につき/注射薬のみ]		無菌製剤処理加算(乳幼児) [1日につき/注射薬のみ]	
中心静脈栄養法用輸液 [6歳未満の乳幼児]	137点	中心静脈栄養法用輸液 [6歳未満の乳幼児]	137点
抗悪性腫瘍剤 [6歳未満の乳幼児]	147点	抗悪性腫瘍剤 [6歳未満の乳幼児]	147点
麻薬 [6歳未満の乳幼児]	137点	麻薬 [6歳未満の乳幼児]	137点
麻薬等加算 [1調剤につき]		麻薬等加算 [1調剤につき]	
麻薬	70点	麻薬	70点
向精神薬、覚醒剤原料、毒薬	8点	向精神薬、覚醒剤原料、毒薬	8点
自家製剤加算 [1調剤につき/内服薬は7日分につき]		自家製剤加算 [1調剤につき/内服薬は7日分につき]	
内服薬 [錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤]	20点	内服薬 [錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤]	20点
屯服薬 [錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤]	90点	屯服薬 [錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤]	90点
液剤 [内服薬、屯服薬]	45点	液剤 [内服薬、屯服薬]	45点
外用薬 [錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、 リニメント剤、坐剤]	90点	外用薬 [錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、 リニメント剤、坐剤]	90点
[点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤]	75点	[点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤]	75点
[液剤]	45点	[液剤]	45点

調剤報酬新旧点数表

2020年2月7日版

改 定 前		改 定 後	
調剤技術料			
調剤料加算			
計量混合調剤加算 [1調剤につき/内服薬・屯服薬・外用薬]		計量混合調剤加算 [1調剤につき/内服薬・屯服薬・外用薬]	
液剤	35点	液剤	35点
散剤、顆粒剤	45点	散剤、顆粒剤	45点
軟・硬膏剤	80点	軟・硬膏剤	80点
液剤 [予製剤]	7点	液剤 [予製剤]	7点
散剤、顆粒剤 [予製剤]	9点	散剤、顆粒剤 [予製剤]	9点
軟・硬膏剤 [予製剤]	16点	軟・硬膏剤 [予製剤]	16点
時間外等加算 [開局時間外]		時間外等加算 [開局時間外]	
時間外 基礎額＝調剤基本料+調剤料とする	基礎額の100%	時間外 基礎額＝調剤基本料+調剤料とする	基礎額の100%
休日	基礎額の140%	休日	基礎額の140%
深夜	基礎額の200%	深夜	基礎額の200%
夜間休日等加算 [処方箋受付1回につき]	40点	夜間休日等加算 [処方箋受付1回につき]	40点
在宅患者調剤加算 [処方箋受付1回につき]	15点	在宅患者調剤加算 [処方箋受付1回につき]	15点
薬学管理料			
薬剤服用歴管理指導料 [処方箋受付1回につき]			
薬剤服用歴管理指導料 [6月以内に処方箋を持参した場合]	41点	薬剤服用歴管理指導料 [3月以内に処方箋を持参した場合]	43点
薬剤服用歴管理指導料 [上記以外]	53点	薬剤服用歴管理指導料 [上記以外]	57点
薬剤服用歴管理指導料 [特別養護老人ホーム入所者の場合]	41点	薬剤服用歴管理指導料 [特別養護老人ホーム入所者の場合]	43点
薬剤服用歴管理指導料 [手帳持参なし/調剤基本料1以外]	53点	薬剤服用歴管理指導料 [手帳持参なし]	57点
薬剤服用歴管理指導料の特例 [手帳活用実績50%以下]	13点	薬剤服用歴管理指導料の特例 [手帳活用実績50%以下]	13点
かかりつけ薬剤師指導料	73点	かかりつけ薬剤師指導料	76点
麻薬管理指導加算	22点	麻薬管理指導加算	22点
重複投薬・相互作用等防止加算 [残薬調整以外]	40点	重複投薬・相互作用等防止加算 [残薬調整以外]	40点
重複投薬・相互作用等防止加算 [残薬調整]	30点	重複投薬・相互作用等防止加算 [残薬調整]	30点
特定薬剤管理指導加算	10点	特定薬剤管理指導加算1	10点
		特定薬剤管理指導加算2 [月1回に限り]	100点
乳幼児服薬指導加算 [6歳未満の乳幼児]	12点	乳幼児服薬指導加算 [6歳未満の乳幼児]	12点
		吸入薬指導加算 [3月に1回に限り]	30点
		調剤後薬剤管理指導加算 [月1回に限り]	30点
		薬剤服用歴管理指導料 [オンライン服薬指導の場合/月1回に限り]	43点
かかりつけ薬剤師包括管理料	281点	かかりつけ薬剤師包括管理料	291点
その他薬学管理料			
外来服薬支援料 [月1回に限り]	185点	外来服薬支援料 [月1回に限り]	185点
服用薬剤調整支援料 [月1回に限り]	125点	服用薬剤調整支援料1 [月1回に限り]	125点
		服用薬剤調整支援料2 [3月に1回に限り]	100点
		経管投薬支援料 [初回に限り]	100点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 [月4回まで(がん末期等は月8回まで)]		在宅患者訪問薬剤管理指導料 [月4回まで(がん末期等は月8回まで)]	
①単一建物患者 1人	650点	①単一建物患者 1人	650点
②単一建物患者 2~9人	320点	②単一建物患者 2~9人	320点
③単一建物患者 10人以上 [①および②以外]	290点	③単一建物患者 10人以上 [①および②以外]	290点
麻薬管理指導加算	100点	麻薬管理指導加算	100点
乳幼児加算 [6歳未満の乳幼児]	100点	乳幼児加算 [6歳未満の乳幼児]	100点

調剤報酬新旧点数表

2020年2月7日版

改 定 前		改 定 後	
薬学管理料			
その他薬学管理料			
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 [月4回まで]	500点	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 [1,2あわせて月4回まで]	500点
麻薬管理指導加算	100点	麻薬管理指導加算	100点
乳幼児加算 [6歳未満の乳幼児]	100点	乳幼児加算 [6歳未満の乳幼児]	100点
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 [1,2あわせて月4回まで]	200点
		麻薬管理指導加算	100点
		乳幼児加算 [6歳未満の乳幼児]	100点
在宅患者緊急時等共同指導料 [月2回まで]	700点	在宅患者緊急時等共同指導料 [月2回まで]	700点
麻薬管理指導加算	100点	麻薬管理指導加算	100点
乳幼児加算 [6歳未満の乳幼児]	100点	乳幼児加算 [6歳未満の乳幼児]	100点
退院時共同指導料 [入院中1回に限り]	600点	退院時共同指導料 [入院中1回に限り]	600点
[厚生労働大臣が定める疾病等の場合、入院中2回まで]		[厚生労働大臣が定める疾病等の場合、入院中2回まで]	
服薬情報等提供料1 [医療機関の求めの場合/月1回に限り]	30点	服薬情報等提供料1 [医療機関の求めの場合/月1回に限り]	30点
		[医師の指示による分割調剤する場合は分割回数で除算しない]	
服薬情報等提供料2 [患者・家族の求めの場合、薬剤師が必要性を認めた場合/月1回に限り]	20点	服薬情報等提供料2 [患者・家族の求めの場合、薬剤師が必要性を認めた場合/月1回に限り]	20点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	
残薬調整以外	40点	残薬調整以外	40点
残薬調整	30点	残薬調整	30点
		在宅患者オンライン服薬指導料 [月1回まで/週10回まで]	57点
薬剤料			
薬剤料			
使用薬剤料		使用薬剤料	
所定単位につき15円以下の場合	1点	所定単位につき15円以下の場合	1点
所定単位につき15円を超える場合		所定単位につき15円を超える場合	
10円またはその端数が増すごとに	1点	10円またはその端数が増すごとに	1点
注) 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。		注) 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。	
特定保険医療材料料			
特定保険医療材料料			
特定保険医療材料		特定保険医療材料	
材料価格を10円で除して得た点数		材料価格を10円で除して得た点数	
注) 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。		注) 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	